

## 平成26年度 第1回 西条市子ども・子育て会議記録

開催年月日	平成26年8月12日(火)		開 会	午後 7時00分
			閉 会	午後 8時14分
開催場所	西条市庁舎本館5階 大会議室			
出席委員	会 長	菅 野 良 昭	副 会 長	森 山 昌 美
	檜 垣 千 春	矢 野 幸	森 澤 賀 緒 理	
	木 場 龍 真	大 澤 里 香	越 智 妙 子	
	鎌 田 宏 志	高 橋 信 晃	宮 島 一 郎	
	野 島 貴 子	日 浅 眞 由 美		
欠席委員	高 橋 綾 子	塩 崎 千 枝 子	安 藤 忍	
傍 聴 者	な し			
説明のため出席した者	保健福祉部長	越 智 勝 昭	女性児童福祉課長	西 川 四 郎
	学校教育課長	青 野 健 児	保育児童係長	寺 岡 祐 基
事務局職員	子育て支援係	工 藤 博		
付 議 事 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援事業計画骨子及び「量の見込み」について</li> <li>2 新制度施行に伴う各種基準条例の制定について</li> <li>3 その他</li> </ol>			

開 会

〈議題協議〉

---

1 子ども・子育て支援事業計画骨子及び「量の見込み」について

- 事務局 (資料に基づき説明)
  - 高橋委員 圏域の設定について、中学校区等で設定する方法もあったと思うが、どうか。
  - 事務局 当市の総合計画等を参考にし、圏域を設定した。  
また、ご質問にある中学校区別の圏域設定だと、校区数が多いために、ニーズ調査において抽出した各校区の標本数が非常に少なくなり、「量の見込み」に適正な数値が反映されにくくなるので、5圏域とさせていただいている。
  - 菅野会長 特定教育・保育施設というのは何を指しているのか。
  - 西川課長 新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園のことを特定教育・保育施設と言う。
- 

2 新制度施行に伴う各種基準条例の制定について

- 事務局 (資料に基づき説明)
- 矢野委員 家庭的保育者、家庭的保育補助者と保育士の違いは何か。
- 西川課長 主に保育士資格を持っているか否かの違いである。  
施設ごとに保育士の配置割合等が決まっており、それ以外の職員は保育士資格を持っていなくても良いという意味である。
- 菅野会長 放課後児童クラブについて、西条市では現在無料となっているが、今後有料になる可能性はあるのか。
- 西川課長 今年の5月に、小学生の保護者を対象に、6年生までの受入れ拡充や有料化等に関するアンケート調査を行い、現在、その集計結果を基に、今後の児童クラブの運営について検討を行っているところである。  
利用児童数に対する専用面積の問題等により、全ての校区での一斉実施についてはさらに検討を要するが、平成27年度には6年生までの受入れ拡充を実施する予定としている。

また、このような中で、利用料についても、これまでどおり無料とすることが適当かどうか検討しているところであるが、現在は有料化の方針である。

- **森山委員** 家庭的保育事業について、西条市ではどの程度の実施の見込みがあるのか。

また、職員の区分として家庭的保育者と家庭的保育補助者があるが、例えば、家庭的保育者は子どもに直接関わるが補助者はその他の業務しかできないなど、家庭的保育者と補助者との業務内容に一定の線引きを行うことは考えているか。

- **西川課長** 「量の見込み」に対して供給量が不足すると見込まれている0歳から2歳の保育ニーズについて、今後、家庭的保育事業や小規模保育事業等の実施により供給量を確保していくことも考えられるが、家庭的保育事業とは、定員5人以下の保育事業であり、西条市という地域性に合致した事業であるかどうかなどの検討も必要と考えている。

小規模保育事業については、現在、認可外保育施設を運営している事業者が、来年度以降の実施を検討する事例もあることから、既存の保育所の利用状況等も考慮しつつ、市としても事業実施について検討していきたいと考えている。

- **高橋委員** 1号認定、2号認定、3号認定とは、具体的にどのような児童を指すのか。

- **西川課長** 簡単に言うと、1号認定とは、現在の幼稚園の対象となる児童、2号認定とは、現在の保育所の対象となる3歳から5歳の児童、3号認定とは、現在の保育所の対象となる0歳から2歳の児童のことである。なお、2号認定と3号認定は、保育を必要とする児童である。

市が、保護者の就労状況等により認定し、児童を幼稚園、保育所、認定こども園等に振り分けていく仕組みとなる。

- **菅野会長** 事業計画の策定等の期日は決められているのか。

- **西川課長** 国が示した新制度施行スケジュール表にもあるとおり、事業計画については、9月に中間取りまとめが行われることになっているが、最終的には、年度末までに策定することとなる。

9月までには、「量の見込み」及び確保方策について、数値をある程度固め、次回の子ども・子育て会議にお諮りし、中間取りまとめの報告を行う予定としている。

- **菅野会長** 例えば職員配置基準の変更のような、事業者として急な対応が困難と

なる改正がないか不安である。

- **西川課長** 職員配置の基準については、特に変更はないものと思われるが、より手厚い職員配置とした場合に加算が設定される仕組みとなる可能性はある。
- **木場委員** 国のスケジュール表では、新制度における利用者負担の決定時期が「3月までに」となっているが、各施設の募集時期を考えると、あまりに遅過ぎるのではないか。募集の際に利用者負担をはっきりお示しできないようでは保護者に理解を求められないなどの理由から、市内のほとんどの私立幼稚園は、新制度に参加しないという方針となっている。
- **西川課長** 利用者負担については、先般、私立幼稚園協会の方々ともお話しさせていただき、現在も検討を重ねているところである。

担当課としては、新制度における私立幼稚園の利用者負担は、国基準そのままではなく、就園奨励費を差し引いた現在の西条市の実質保護者負担に基づいて設定するのが妥当だと考えている。

当市は、保育所保育料についてもこれまで国基準より低く設定してきており、私立幼稚園の利用者負担についても同様の方針としている。

- **木場委員** 利用者負担を下げるということは、市の負担が増えるということか。
- **西川課長** 私立幼稚園の施設型給付について県と市の負担割合が明確に示されていないことや、来年度以降の当市の就園奨励費の金額設定について現在検討中であることなどから、私立幼稚園の利用者負担の設定に伴う市の負担の増減については精査が必要となるが、保育所保育料に対して市が一部負担している以上、私立幼稚園の利用者負担に対しても同様の措置があつてしかるべきと考える。

---

### 3 その他

---

閉 会

午後 8時14分 閉 会